

訂正情報

『輸出入実務完全マニュアル【改訂版】』の内容に関して、以下のような誤記および法改正がございました。

誤記に関しては、お客さまにご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。正しくは以下のようになります。

2013年3月11日

◆169 ページ 「その他の注意点」の内容

【誤】

手形用紙については、一般的には取引銀行から専用の手形帳を貰い受けて利用します。また、金額を外貨で表示する場合の印紙税額は次のとおり（本書執筆時点）で、第1券にのみ印紙を貼り付けます。

図表 43 ◆ 印紙税額（5,000万円以下の場合のみを表示）

記載金額 税額

10万円未満のもの 非課税

10万円以上100万円以下のもの 200円

100万円を超え200万円以下のもの 400円

200万円を超え300万円以下のもの 600円

300万円を超え500万円以下のもの 1,000円

500万円を超え1,000万円以下のもの 2,000円

1,000万円を超え2,000万円以下のもの 4,000円

2,000万円を超え3,000万円以下のもの 6,000円

3,000万円を超え5,000万円以下のもの 10,000円

※5,000万円以上の場合の印紙税額については、国税庁のホームページなどをご確認ください。

【正】

手形用紙については、一般的には取引銀行から専用の手形帳を貰い受けて利用します。また、手形に貼り付ける印紙の税額は、手形の額面金額が10万円未満の場合は非課税です。額面10万円以上の場合、日本国内の事業者が発行し、金額を外貨表示するのであれば一律200円、金額を邦貨で表示するものであっても、貿易取引に利用する手形であれば大抵は一律200円となります（邦貨表示の期限付き払い手形の場合は、通常の手形と同じく額

面金額によって印紙税額が変化するケースもありますので、個別に確認してください。

なお、印紙は第1券にのみ貼り付けます。

※当該箇所は、第2刷より修正しております。

◆220～225 ページ インボイスに関する法改正

平成24年7月1日より改正関税法が施行されたことに伴い、インボイスに関する記述が現状に則さないものとなっておりますので注意喚起いたします。

具体的には、輸出申告や輸入申告の際に、日本国の税関ではインボイスの作成が原則不要になった、という法改正です。

ただし、これは日本国内のみの措置ですから、日本からの輸出であれば輸出貿易の相手先に対してインボイスの作成が実務上必要なことは変わりありません。また、日本への輸入であっても、実務では基本的に相手方が作成するインボイスを入手することが求められるので、実務上は引き続きインボイスの作成や入手が必要となります。

実務でご利用される方や学習者の方は、上記の法改正を念頭に置いてご利用ください。

お客さまにご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫び申し上げます。